

ワクチン供給調整に関する基本的考え方

岐阜県新型コロナウイルス
ワクチン供給調整本部

新型コロナウイルスに係るワクチン接種は、多くの国民を対象とするものであり、いわば、史上最大のプロジェクトである。

県内では、2月19日から国立病院機構長良医療センターにおいて先行接種が始まり、3月上旬からは医療従事者等に対する優先接種、4月以降に高齢者等に対する優先接種が実施され、一般県民に対する接種に進む。

先行接種は国、それ以外の接種については市町村がそれぞれ主体として事務を実施していくものであるが、医療従事者等に対する優先接種について県が調整を担うものである。

本県の新型コロナ対策の最大の特徴である「オール岐阜」体制により、接種を希望される方々に対して遺漏なく接種が行えるよう、県、市町村、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会その他の関係団体が緊密に連携し、体制を構築していく。

一方で、国は、ワクチンの総量確保に力を注いでいるものの、必ずしも現場で必要とする量のワクチンが適時に供給できる状況に至っていない。

そのため、国からのワクチン供給量が限られる場合は、以下の考え方をもって、県内におけるワクチン供給調整を行う。

記

- 国からのワクチン供給量が限られる場合、基本的には、感染状況や人口比などを考慮しつつ、専門的な知見を踏まえ、感染リスクを効果的に軽減する順序をもって、ワクチンの供給先を調整する。
- 医療従事者等への接種については、新型コロナ患者の受入れ実績を考慮することとする。
- 高齢者等への接種については、クラスターの予防的防止の観点から施設における従業員との同時接種を進めることとする。
- 優先接種、一般県民への接種の実施にあたっては、ワクチンに係る県民の理解を促進し、できる限り広い範囲の方々への接種に努める。その際、県内で接種の進捗に大きな差が出ないように、配慮する。